

仕 様 書

1 業務名

令和7年度 避難指示等の判断・伝達マニュアル改訂業務

2 業務の目的

札幌市は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(以下、マニュアル)において、洪水時や土砂災害時における避難情報の発令基準や発令地区を整理している。

本業務は、防災気象情報に関する検討会の取りまとめを受けて令和8年度出水期より運用開始が予定されている新しい防災気象情報に対応するため、マニュアルで整理している発令基準の改訂を行う。併せて、最新の条丁目界及び町名のデータに基づき、過年度に整理した発令対象地区の精査を行うとともに、避難指示等が発令された場合に対象となる人口・世帯数を集計するツールの更新を行う。

3 業務の内容

別紙「業務内容」のとおり。

4 提出書類

受託者は、業務の完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を作成し、委託者に提出すること。

- (1) 業務完了届(2部)
- (2) 成果品目録
- (3) 成果品(報告書等) (5 成果品を参照)

5 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとする。詳細は業務着手後に担当職員と協議すること。

- (1) 業務報告書及び業務全般に使用した電子データ
- (2) 避難指示発令区域・人口・世帯数の自動集計データ(Excel)
- (3) 業務内で作成・使用した各種GISデータ
- (4) その他、各種解析結果データ

6 業務の期間

業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月19日までとする。

7 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内検査を行い、品質の管理を行うこと。また、履行検査時に社内照査結果を示すとともに、成果品にも照査記録簿等を添付すること。

8 業務の履行確認

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の成果品の修正を行わなければならない。

9 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

10 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

- (1) 本市の情報を目的外に使用しないこと。
- (2) 本市の情報を複製及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。
- (3) 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
- (4) 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

11 その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (3) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。
- (4) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属すること。
- (5) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。
なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

業 務 内 容

1 計画準備

本業務の業務内容を把握し、業務遂行計画や人員配置等について検討を行い、業務計画書の作成を行う。なお、業務に係る下記のデータは業務着手後に提供を予定している。また、必要に応じて下記以外のデータ提供を行う場合がある。

- (1) 最新版の「避難指示等の判断・伝達マニュアル(洪水編)」
- (2) 最新版の「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)」
- (3) 内水氾濫浸水想定区域のshpファイル一式
- (4) 土砂災害警戒区域のshpファイル一式
- (5) 洪水の浸水想定区域のshpファイル一式
- (6) 大雨浸水に係る防災気象情報発表格子のshpファイル一式(1km、5km)
- (7) 札幌市共有基図のshpファイル一式(町名、地番図等のデータ含む)

2 新たな防災気象情報に対応する避難情報発令基準の見直し

札幌市は防災気象情報の発表を洪水や土砂災害の避難情報発令基準として設定している。そのため、令和8年出水期より運用開始が予定されている新しい防災気象情報に対応するように避難情報発令基準を見直しを行う。

なお、新しい防災気象情報への変更点等は気象庁ホームページ等を参照のこと。

【防災気象情報に関する検討会(気象庁)】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/bousaikis-houjouhou/bousaikishoujouhou_kentoukai.html

3 「レベル4大雨危険警報」に対する避難情報発令基準(内水氾濫)の検討

新しい防災気象情報では大雨浸水に関する情報のうち、警戒レベル4相当の「レベル4大雨危険警報」が新設される予定である。札幌市では内水氾濫の避難情報発令基準に「レベル4大雨危険警報」を設定する予定であるため、以下の内容を検討すること。

- (1) 避難情報発令区域の検討
内水氾濫の想定浸水深0.5m以上の住所に対し、避難情報発令を想定しているため、発令対象の住所の抽出を行う。
- (2) 避難情報発令単位の検討
新しい防災気象情報では、大雨浸水に関する情報は1km格子で判定される見込みである。
札幌市では、レベル4大雨危険警報が発表された1km格子を含む5km格子内にある発令対象区域(「(1)避難情報発令区域の検討」で抽出した住所)を対象として、避難情報を発令することを見込んでいる。そのため、5km格子毎の避難情報発令対象の住所の整理を行う。
- (3) 避難情報発令の対象人口・世帯数の整理
「(2)避難情報発令単位の検討」で整理した5km格子毎の避難情報発令対象住所内の人口及び世帯数の整理を行う。

4 土砂災害警戒区域(基礎調査実施済み未指定区域)への避難情報発令区域等の検討

北海道による基礎調査実施済みで未指定の区域について、土砂災害における避難

情報発令区域に追加し、発令対象の住所、発令人口及び世帯数の整理を行う。

5 避難情報発令人口及び世帯数の更新

本市では、洪水災害や土砂災害の避難情報発令地区における人口や世帯数を、河川名及び土砂災害警戒情報の対象メッシュ(5kmメッシュ)を選択することで自動的に集計するデータベース(エクセルシート)を作成している。本業務では以下の更新等を行う。

- (1) 最新の条丁目界データを用いて避難情報発令地区の最新の人口・世帯数等を更新する。
- (2) 地区毎・河川毎の洪水浸水想定区域の面積や重複を考慮した洪水予報河川、水位周知河川及びその他指定河川のデータベースを更新する。
- (3) 土砂災害のデータベースを更新する。
- (4) 内水氾濫のデータベースを作成する。作成に当たっては、土砂災害のデータベースを参考にすることとし、「3(3)避難情報発令の対象人口・世帯数の整理」で整理した内容を反映させること。

6 協議

業務内容や業務の進捗状況等について、随時札幌市に報告し、必要に応じて打合せを行う。打合せ回数は全3回(着手時1回、中間1回、成果品納入時1回)を想定している。

7 報告書作成

上記を取りまとめ、業務報告書を作成する。